

第4章 社会教育館・緑が丘文化会館・青少年プラザ

第1 指摘事項

1 収支改善のために使用料の改定を

【前提事情】

社会教育館等では、受益者負担の観点から、原則として資本的経費を除く維持管理経費の50%を負担率とした算定式に基づき使用料の金額が設定されている。

しかし、会議室が100%稼働することを算定式の前提としていることに加え、登録団体に対し使用料をほぼ半額にする優遇措置が存在し、現実には使用料収入は維持管理費の12%程度しか賄えない状態である。

加えて、現行の使用料を算定した平成9年方針によれば、使用料は原則として3年ごとに改定するものとされている。しかし、実際の使用料は現在に至るまで改定されていない。

【指摘事項】

収支改善の観点から、平成9年方針の原則に従い、速やかに使用料の改定を行うべきである。

2 使用料単価の改定を

【前提事情】

上記の社会教育館等の研修室に関し、1時間・1m²あたりの単価は、平成9年に算定された一般単価@12.48円(青少年プラザは12.98円)、登録団体単価@3.74円が使用されている。この登録団体単価は、社会教育館等の研修室において独自に算定された単価ではなく、平成9年当時に決定された他の施設との統一単価(経過措置単価)である。

平成9年方針によれば、使用料は原則として3年ごとに改定するものとされているほか、登録団体単価についても、統一単価を用いるのはあくまで経過措置であり、施設ごとに算定することが原則とされている。

【指摘事項】

平成9年に決定された登録団体の統一単価は「今回限り」の経過措置であるから、単価算定および改定を速やかに行い、適切な使用料を設定すべきである。

その際には例えば青少年プラザの場合には青少年団体の応能負担の観点から一定の配慮は必要だが、青少年団体とはいえ、通常社会人となっている年齢の構成員がどの程度いるかなどを考慮して設定を行うべきである。

3 利用率向上のための方策 利用時間の柔軟化・延長を

【前提事情】

現在は午前・午後・夜間の3つの時間帯が各ユニットになっているので、仮にお昼の12時から1時まで会議室を利用しようとする、午前の3時間と午後の4時間のユニットをセットで借りないと使うことができない。

また、現在の利用時間は午後9時までであるが、それでは会社などに勤めている者が勤め帰りに使用するには終了時間が早すぎ利用に支障が生じる。住区会議室は午後10時終了である。

更に、これまでの午前9時～12時、午後1時から5時、夜間6時から9時という固定した枠組みであると、受付業務や清掃業務が集中してしまう。

【指摘事項】

利用率向上のための方策として、例えば以下の制度に変更すべきである。

利用時間の柔軟化を行い、利用時間は最低2時間からとし、後は1時間ごとの時間制にして、空きがあれば延長も可とする制度を取り入れる。
終了時間を午後10時まで延長する。

4 利用率向上のための方策 申込勧誘手段の民間委託を

【前提事情】

現在の利用者は登録団体に集中している傾向があり(団体利用率平均74.6%)、利用率の平均も62.9%でありまだ改善の余地がある。その原因の一つとして、施設の利用についての告知が不足し、受け身の状況になっているためであると推測される。登録団体に参加していない区民等に社会教育施設利用のきっかけが確保されていない可能性がある。

【指摘事項】

利用率向上のための方策として、目黒区のホームページや地域ポータルサイトでの告知のほか、例えば、ホテル業界などで行われているインターネットを利用した民間業者に歩合制などの報酬体系で申込勧誘手段の民間委託をすることなどを検討すべきである。

5 利用率向上のための方策 利用状況に関するデータの収集・保存・分析を【前提事情】

集会施設予約システム導入後においては相当程度の電子データを集計しているようであるが、利用率や大まかな利用者の内訳はわかるものの、特に一般利用についてどのような時間帯にどのような属性の者がどれだけ利用しているかについては収集・保存・分析集約しておらず、収集しているデータも今後利用率改善のためにどのように役立てようとしているかは不明である。

【指摘事項】

今後の施設の利用率の向上と運用の改善のために、利用者の属性に関する情報を電子データとして収集・保存・分析し、個人を識別しうる情報とならないように取扱いに留意しつつ、特に一般利用の利用率改善を目標に、空いている傾向のある季節・曜日・時間帯ごとに、告知対象と告知方法を工夫するなどセグメントごとの対策について検討すべきである。

6 利用率向上のための方策 潜在的利用者へのアンケートを

【前提事情】

現在、区では「年に1回程度利用者懇談会を開催し、利用者の意見・要望を反映・調整」しているとのことである。

しかし、現在の利用者の意見などを聴くことも重要であるが、利用率の向上のためには、利用したいと思っているが、実際に利用していない人の意見を聴き、どこに利用にあたっての障害があるかを調査・検討することがより重要である。

【指摘事項】

目黒区世論調査等において、施設の存在を知っているか 利用したいと考えたことはあるか 利用しなかった場合には何が障害となったか（事前登録など）をアンケートして利用率向上の対策にむけて情報の収集を行うべきである。

7 利用率向上のための方策 ネット上だけでの一般利用予約の完結を

【前提事情】

登録団体の場合に、事前登録が必要なことは当然であるが、一般の利用の場合であっても、インターネットで予約するためには、あらかじめ施設の窓口へ赴き、「利用者番号」と「パスワード」が必要である。

これでは、インターネット予約の利便性が損なわれ、一般の利用者の利用の障壁となっている。

なお、ネット上だけからの登録だと、一人の人間が多数の登録番号を持ち多数の会場を押さえる等の弊害が危惧されるようであるが、予約日から14日以内に入金しないと予約が取り消される制度になっているので、その弊害は限定的であるし、逆に利用日から一定の期日までに入金しないと予約が取り消される制度も併用すれば、より弊害は限定的になる。更に現在は振込を認めておらず、直接窓口で現金を持参することを求めているが、改善の余地がある。

また、一般利用での抽選申込の場合にも多数申込の弊害が指摘されるが、抽選申込の場合には、例外的に窓口まで赴くことを求めれば足りる。

【指摘事項】

一般利用の場合（抽選申込の場合を除く）には、施設の窓口へ赴くことなく、予約ができるようにすべきである。また、利用日から一定の期日までに入金しないと予約が取り消される制度の併用を検討すべきである。更に現金振込による入金を認めるべきである。

8 維持管理費の削減のために総合受付の設置を

【前提事情】

目黒区においても、平成9年方針において、「効率的・効果的な施設運営は、使用料改定にかかわらず常に求められるが、維持管理費の増減は使用料に直接反映されるものであり、一層積極的に施設運営の効率化を図る必要がある」としている。なお、維持管理費の相当の割合が実質的には人件費の負担である。

かつて区民センターでは1階で総合受付をやっていたところ、区民センターの各所管が分割されたことに伴い、利用者の受付も別々に行われている。また、ネットでの予約システムが住区会議室についても開始された現在、再度、受付業務を一本化する素地はできている。他の施設も含め、利便性を向上し利用率向上につながるような利用者の視点が欠けている。

【指摘事項】

施設の効率的な運営と財政負担の軽減という観点から、1つの建物施設ごとに類似で共通化できる総合受付設置による人員配置の効率化など維持管理費を削減するための抜本的な施策を再度検討すべきである。来館時の単純な受付業務を行う窓口の同一建物内で、出来る限り一本化を図り、それ以外の複雑な審査業務などは本庁の所管課で責任をもって統一的に集中処理を行うことを検討すべきである。

第2 社会教育館等の概要

1 対象

本章では、社会教育館（4箇所） 目黒区緑が丘文化会館 目黒区青少年プラザの3種類の施設の使用料について、監査を行う。

かかる3種類の施設を総称して「社会教育館等」ということとする。

2 社会教育館

社会教育館とは、「地域の生活に即した社会教育活動を通して、区民の教養及び情操を高め、生活文化の向上に資するため、」設置された施設である（目黒区立社会教育館条例第2条）。

目黒区には、以下4か所の社会教育館が設置されている。

目黒区立東山社会教育館

目黒区立目黒区民センター社会教育館

目黒区立中央町社会教育館

目黒区立目黒本町社会教育館

3 目黒区緑が丘文化会館

目黒区緑が丘文化会館とは、「区民の教養および情操を高める機会および場所を提供することにより、地域社会における社会教育の振興および生活文化の向上を図り、コミュニティの形成に寄与するため、」設置された施設である（目黒区緑が丘文化会館条例第1条）。

上記社会教育館とは異なり、この1施設のために条例が制定されて設置されたものである。

4 目黒区青少年プラザ

目黒区青少年プラザとは、「青少年の自主的な社会教育活動を通して、青少年の健全な育成を図るため、」設置された施設である（目黒区青少年プラザ条例第1条）。

5 各施設の状況

社会教育館等は、単独で建物を占有する施設ではなく、あくまで建物内の「施設」である。そこで、各建物の所在等の状況を示せば、以下のとおりとなる。

なお、記載された情報は目黒区ホームページ上にて公開されているものである。

① 東山社会教育館



所在地 目黒区東山三丁目 24 番 2 号 東山児童館・ひがしやま幼稚園 2 階

最寄り駅 東急田園都市線 池尻大橋駅 下車徒歩 7 分、東急バス寿福寺前バス停 下車徒歩 10 分、東急バス菅刈小学校前バス停 下車徒歩 10 分、東急バス大橋バス停 下車徒歩 10 分

② 区民センター社会教育館



所在地 目黒区目黒二丁目 4 番 36 号

最寄り駅 JR・東急目黒線・東京メトロ南北線・都営三田線 目黒駅 下車徒歩約 10 分

③ 中央町社会教育館



所在地 目黒区中央町二丁目 4 番 18 号

最寄り駅 東急東横線 祐天寺駅もしくは学芸大学駅下車 徒歩 12 分、東急バス渋 71 系もしくは黒 06 系統 水道局目黒営業所前下車 徒歩 1 分

④ 目黒本町社会教育館



所在地 目黒区目黒本町二丁目 1 番 20 号

最寄り駅 東急東横線 学芸大学駅下車 徒歩約 15 分、東急目黒線 武蔵小山駅下車 徒歩約 15 分、東急バス渋 71 系統もしくは反 11 系統 清水庚申下車 徒歩 2 分、黒 01 系統・黒 02 系統・黒 07 系統 目黒郵便局前下車 徒歩 5 分、都営バス東 98 系統 目黒郵便局前下車 徒

歩 5 分

⑤ [緑が丘文化会館](#)



本館所在地 目黒区緑が丘二丁目 14 番 23 号、別館所在地 目黒区緑が丘二丁目 7 番 20 号
最寄り駅 東急東横線・大井町線 自由が丘駅下車 徒歩約 7 分、東急バス 緑が丘交番前下車 徒歩約 6 分

⑥ [青少年プラザ](#)



所在地 目黒区中目黒二丁目 10 番 13 号 中目黒スクエア内
最寄り駅 東急東横線・東京メトロ日比谷線 中目黒駅下車 徒歩 10 分、東急バス 東京共済病院下車 徒歩 2 分、東急バス 正覚寺下車 徒歩 8 分

第3 社会教育館等の施設の使用料の概要

1 使用料の概要

〔図表4-1 使用料一覧〕

社会教育館・文化会館・青少年プラザの利用料金

2009.1.15

施設	室名	定員	面積	一般団体			登録団体			備考
				午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
東山社会教育館	レクリエーションホール	100	154.43	4,600	7,700	6,900	1,400	2,300	2,100	防音 7台 20畳
	第1研修室	36	60.36	1,800	3,000	2,700	500	800	700	
	第2研修室	22	28.32	800	1,400	1,300	300	500	400	
	第3研修室	60	89.80	2,700	4,500	4,000	800	1,300	1,200	
	第4研修室(音楽室)	45	68.82	2,100	3,400	3,100	600	1,000	900	
	第5研修室(調理室)	30	52.53	1,600	2,600	2,400	500	800	700	
	第6研修室(和室)	30	60.20	1,800	3,000	2,700	500	800	700	
合計	323	514.46								
目黒区民センター社会教育館	レクリエーションホール	110	155.74	4,700	7,800	7,000	1,400	2,300	2,100	20畳 6台
	第1研修室(美術室)	38	63.39	1,900	3,200	2,800	600	1,000	900	
	第2研修室(被服室)	36	48.00	1,500	2,500	2,200	400	700	700	
	第3研修室(視聴覚室)	46	66.57	2,000	3,400	3,000	600	1,000	900	
	第4研修室(和室)	30	51.86	1,600	2,600	2,400	500	800	700	
	第5研修室(調理室)	42	76.16	2,300	3,800	3,400	700	1,100	1,000	
	第6研修室	24	47.00	1,400	2,400	2,200	400	700	700	
合計	326	508.72								
中央町社会教育館	レクリエーションホール	100	150.38	4,500	7,500	6,800	1,300	2,200	2,000	防音 防音 14.5
	第1研修室(音楽室)	25	42.60	1,300	2,200	2,000	400	700	700	
	第2研修室	30	49.00	1,500	2,500	2,200	400	700	700	
	第3研修室	39	47.90	1,400	2,400	2,200	400	700	700	
	第4研修室	19	33.12	1,000	1,600	1,500	300	500	400	
	第5研修室	18	25.79	800	1,400	1,300	200	300	300	
	第6研修室	39	53.82	1,600	2,600	2,400	500	800	700	
	第7研修室(和室)	30	44.54	1,300	2,200	2,000	400	700	700	
	第8研修室(調理室)	30	67.35	2,000	3,400	3,000	600	1,000	900	
合計	330	514.50								

黒 本 町 社 会 教 育 館	レクリエーションホール	100	158.00	4,700	7,800	7,000	1,400	2,300	2,100	防音 21畳
	第1研修室(視聴覚室)	30	49.00	1,500	2,500	2,200	400	700	700	
	第2研修室(調理実習室)	30	54.00	1,600	2,600	2,400	500	800	700	
	第3研修室	36	51.00	1,500	2,500	2,200	500	800	700	
	第4研修室(和室)	30	61.00	1,800	3,000	2,700	500	800	700	
	第5研修室	24	32.00	1,000	1,600	1,500	300	500	400	
	第6研修室	51	84.00	2,500	4,200	3,800	800	1,300	1,200	
合 計	301	489.00								
緑 が 丘 文 化 会 館	第1レクリエーションホール	58	90.02	2,700	4,500	4,000	800	1,300	1,200	32畳 15畳 防音
	第2レクリエーションホール	110	170.00	5,100	8,500	7,600	1,500	2,500	2,300	
	第1研修室	58	85.50	2,600	4,300	3,800	800	1,300	1,200	
	第2研修室	22	32.30	1,000	1,600	1,500	300	500	400	
	第3研修室(集会室)	116	168.75	5,100	8,500	7,600	1,500	2,500	2,300	
	第4研修室(和室)	58	85.50	2,600	4,300	3,800	800	1,300	1,200	
	第5研修室	29	42.25	1,300	2,100	1,900	400	600	600	
	第6研修室(美術室)	40	70.05	2,100	3,500	3,100	600	1,000	900	
	第7研修室	44	64.60	1,900	3,200	2,900	600	1,000	900	
	第8研修室(和室)	34	50.36	1,500	2,500	2,300	500	800	700	
	第9研修室(調理実習室)	40	85.50	2,600	4,300	3,800	800	1,300	1,200	
	第10研修室	41	60.00	1,800	3,000	2,700	500	800	700	
第11研修室(音楽室)	55	80.00	2,400	4,000	3,600	700	1,200	1,100		
合 計	705	1084.83								
青 少 年 プ ラ ザ	第1レクリエーションホール	65	97.20	3,000	5,000	5,600	900	1,400	1,600	防音 21畳 18畳 18畳 15畳 防音
	第2レクリエーションホール	65	97.20	3,000	5,000	5,600	900	1,400	1,600	
	会議室	20	39.40	1,200	2,000	2,300	300	500	600	
	第1研修室(美術室)	40	73.30	2,300	3,800	4,200	600	1,100	1,200	
	第2研修室(和室A)	24	45.93	1,400	2,400	2,600	400	700	800	
	第3研修室(和室B)	20	33.84	1,000	1,700	1,900	300	500	600	
	第4研修室(和室C)	20	33.84	1,000	1,700	1,900	300	500	600	
	第5研修室(和室D)	17	36.87	1,100	1,900	2,100	300	500	600	
	第6研修室(調理室)	55	78.10	2,400	4,000	4,500	700	1,200	1,300	
第7研修室(視聴覚室)	30	56.80	1,700	2,900	3,200	500	800	900		

第8研修室(暗室)	3	7.00	200	400	400	100	100	100	
第9研修室(音楽室)	10	27.40	800	1,400	1,600	200	400	500	防音
合 計	369	626.88							

2 使用料の算定

〔図表4 2 社会教育館研修室等の使用料の算定の例〕*1

使用料 = 算定単価 × 利用面積 (壁芯面積)

× 1日の利用可能時間 × 時間帯別構成比

算定単価 (平成9年算定)

一般単価 12.48 円 *2

登録団体単価 3.74 円

東山社会教育館 (レクリエーションホール) の例

1日の利用可能時間 10時間 (午前3時間、午後4時間、夜間3時間)

時間帯別割増率 午前:午後:夜間 = 1.00:1.25:1.50

割増率適用後の1日の利用可能時間 12.5時間

午前 3.0時間 × 1.00 = 3.0時間

午後 4.0時間 × 1.25 = 5.0時間

夜間 3.0時間 × 1.50 = 4.5時間

時間帯別構成比 午前 3.0時間 ÷ 12.5時間 0.24

午後 5.0時間 ÷ 12.5時間 0.40

夜間 4.5時間 ÷ 12.5時間 0.36

(1) 登録団体

(午前) @3.74 × 154.43 m² × 10時間 × 0.24 = 1,386.16 1,400

(午後) @3.74 × 154.43 m² × 10時間 × 0.40 = 2,310.27 2,300

(夜間) @3.74 × 154.43 m² × 10時間 × 0.36 = 2,079.25 2,100

(2) 一般料金

(午前) @12.48 × 154.43 m² × 10時間 × 0.24 = 4,625.49 4,600

(午後) @12.48 × 154.43 m² × 10時間 × 0.40 = 7,709.15 7,700

(夜間) @12.48 × 154.43 m² × 10時間 × 0.36 = 6,938.23 6,900

上記の使用料は、平成9年に算定された、一般単価@12.48円 (青少年プラザ

は 12.98 円)、登録団体単価@3.74 円が使用されている。また、登録団体単価は、社会教育館研修室等において独自に算定された単価ではなく、平成 9 年当時に決定された統一単価(経過措置単価)が使用されている。

第4 収支（負担率）の状況

目黒区においては、前述のとおり、利用者が負担する経費の範囲と原則的な負担割合について、「原則として、資本的経費を除く施設の維持管理経費とする」としている。その上で、維持管理経費の一定割合（社会教育館等の場合は50%）を原則的な利用者負担割合とし、政策的観点から一定の登録団体にはその1/2の割合の使用料を負担すれば利用を認める優遇措置を設けている。

これらの前提の下で実際に、維持管理費と使用料収入を比較した社会教育館等の運営による収支の概況を示せば、以下のとおりである。

下記の維持管理経費は、資本的経費（地代相当額、減価償却費、大規模修繕費等）を除く施設の維持管理に要する経費であり、具体的には管理委託費、水道光熱費、施設管理費、その他事務費などである。

〔図表4-3 収支概要一覧〕

平成19年度 施設別使用料・施設使用料算定基礎となる維持管理費

平成20年12月3日 行革推進課作成資料

No.	施設名	維持管理経費(A)	歳入計(B 使用料)	負担率(%) (B/A)
1	緑が丘文化会館	63,353,968	14,114,840	22.28
2	東山社会教育館	29,029,398	4,182,940	14.41
3	区民センター社会教育館	54,635,094	4,408,080	8.07
4	中央町社会教育館	52,023,027	3,850,080	7.40
5	目黒本町社会教育館	41,413,260	4,389,775	10.60
6	青少年プラザ	55,360,954	5,749,100	10.38
合 計		295,815,701	36,694,815	12.40
平 均		49,302,617	6,115,803	12.19

目黒区の基本的な方針からすれば、使用料収入は、資本的経費を除いた維持管理費に対し、50%程度となることが望ましいはずである。また、登録団体に対する優遇措置を考慮しても、25%を下回る状況は適切とはいえない。

ところが、上記表によれば、使用料収入は、資本的経費を除いた維持管理経費に対する12%程度にしかならず、使用料収入で賄えない部分は区の財政の負担となっている。すなわち、現状では、減価償却費や修繕費のような施設維持の費用

全額を区の財政の負担とした上で、さらに、当該施設を運営するための維持管理経費の88%相当を区の財政が負担している。

この要因として、

- ① 使用料収入が低額であること（歳入面）
- ② 維持管理経費が高額であること（歳出面）

の2つが考えられる。

そこで、以下では、

使用料収入を増加させることで、財政の負担を減らすことができないかという視点から使用料収入の状況を監査した結果を報告するとともに、

維持管理費の支出に問題はないか、維持管理費の削減により財政の負担を減らすことはできないか

という視点から維持管理費を監査した結果を報告する。

第5 社会教育館等における使用料（単価）についての検討

1 使用料収入（使用料と利用率）の概要

使用料収入は、使用料（単価）と利用率の総計であるから、この2つをどのようにバランスをとりながら上げてゆくかが重要である。

〔図表4-4 使用料収入と利用率概要〕

N0	施設名	維持管理経費（A）	歳入計（B使用料）	負担率（%）（B/A）	利用率（%）
1	緑が丘文化会館	63,353,968	14,114,840	22.28	72.8
2	東山社会教育館	29,029,398	4,182,940	14.41	63
3	区民センター社会教育館	54,635,094	4,408,080	8.07	61.9
4	中央町社会教育館	52,023,027	3,850,080	7.40	51.5
5	目黒本町社会教育館	41,413,260	4,389,775	10.60	72.6
6	青少年プラザ	55,360,954	5,749,100	10.38	55.4
	合計	295,815,701	36,694,815	12.40	
	平均	49,302,617	6,115,803	12.19	62.9

2 使用料改定の検討

（1）負担率の低さと平成9年方針未実施の問題

平成9年方針において、目黒区は、当時、社会教育館等について「サービスと受益が明確に特定された集会室機能の利用であり、特定の受益者に応分の負担が求められるべきものである。」としつつ、「これらの施設は、区の施策の重要課題に関する場の提供であり、他の区民への波及効果やこれまでの経緯等を考慮する必要がある。」とし、「受益者負担の原則を保ちながらも、それぞれの施策分野の活動支援を図るため、施設の設置目的に沿った活動団体の利用については25%とし、その他の利用は50%とする。」と結論づけている。

上記の結論に従い、適切に使用料の設定がなされていれば、維持管理経費の負担率は25%以上50%以下となる。しかし、現実には、激変緩和措置が実施され、前述したように現状では12%程度の負担率でしかない。

使用料の増額は、利用者である区民に対する使用料負担の増加を求めるものであるが、他方で、使用料で賄いきれない維持管理経費は区の財政により負担されている現実があり、実際に施設を利用していない区民を含めた納税者の負担にお

いて、施設を利用している区民が利益を受けていることになる。従前無料であったものを有料とすることから設けられた措置とされているが、本来の公共性判断から定められた負担割合 25%の 1/2 であり、受益者負担の原則から乖離した結果となっている。

区がその財政により維持管理経費を負担する場合には、実際に利用していない区民の負担の下で行われるという事実を考慮し、その妥当性について慎重に検討する必要がある。平成 9 年方針が「今回限り」としたことは極めて重要な意味を持っており、3 年後には必ず見直しが見込まれるべきであったといえる。

(2) 登録団体単価の統一の問題

社会教育館等の会議室等に適用する登録団体の使用料は、平成 9 年当時新たに負担を求める団体があることから、経過措置として、これらの施設中最低単価である住区会議室の算定単価を用いることとされた(一般利用には経過措置はない)。算定単価と経過措置適用結果の関係は第 2 章記載のとおりである。なお、この措置は、あくまで経過措置であって「今回限りとする」ことが明記されていた。

3 民間の使用料の状況

計算式は別として使用料の水準としてどの程度が妥当かについては、民間での使用料が参考になる。そこで目黒区内の民間での貸会議室の利用料金の一例を示すと以下のとおりである。

なお、これはインターネットによる簡易な調査結果であり、あくまで民間会議室の利用料の一例に過ぎない。

立地や施設の程度などを考慮しても、民間の会議室の料金水準に比べ、10 分の 1 から 20 分の 1 程度であり相当安価である。

〔図表 4 - 5 民間の貸会議室の利用料金例〕

会議室	JR 徒歩	定員等	面積	利用料金(1時間あたり換算)						備考
				8400円(終日(8時~23時))						
A 会議室	JR 目黒駅徒歩 2 分	26 名	約 45㎡	9~17 時						3 時間から
B 会議室	東急東横線徒歩 2 分	椅子 36 脚	90㎡	4900 円			17~24 時			
				4900 円			5900 円			2 時間から
区民センター 第 6 研修室	JR 目黒駅徒歩 10 分	24 名	47㎡	一般			登録団体			セットごと
				午前 3h	午後 4h	夜間 3h	午前	午後	夜間	
				約 467 円	約 600 円	約 733 円	約 133 円	約 175 円	約 233 円	

第6 利用率向上の取組み

1 利用率向上の取組みの必要性

上記のような現状に照らし、使用料の問題とは別に社会教育館等の利用率も向上させて使用料収入を増加させ、これにより区の財政的な負担を低下させることはできないかを検討する必要がある。

利用率の向上は、区の財産の有効活用に結びつくことに加え、行政目的である設置それ自体に資するものである。

そこで、そもそも利用率向上の取組みが組織的に行われているかが問題となる。目黒区においては、実際に、「利用率の低い施設においては、原因分析と利用率向上のために適切な対応に努めていくこととする」(平成9年方針)としており、適切な分析と判断がなされたというべきである。

しかし、現在の利用率の低迷状況に鑑みれば現在に至っても、施設の利用率向上については、具体的な取組みがなされているとはいえない。

2 利用時間の柔軟化・延長

現在は前記図表4-5のとおり午前・午後・夜間と数時間ごとのユニットになっており、仮にお昼の12時から1時まで会議室を利用しようとする、午前の3時間と午後の4時間をセットで7時間分も借りないと使うことができない。

また、現在の利用時間は午後9時までであるが、それでは会社などに勤めている者が勤め帰りに使用するには終了時間が早すぎ利用に支障が生じる。

更に、これまでの午前9時～12時、午後1時から5時、夜間6時から9時という固定した枠組みであると、受付業務や清掃業務が集中してしまう。

ただし、全て1時間ごとの短時間で貸し出すと、無駄な時間が生じる可能性がある。民間では最小利用時間は2時間とし、その後は1時間単位で借りられるような手法を取っているところがある。

そこで、利用率向上のための方策として、例えば以下の制度に変更することを検討すべきである。

利用時間の柔軟化を行い、利用時間は2時間からとするが、その後は1時間ごとの時間制にして、延長料金も取り入れる。

終了時間を午後10時まで延長する。

3 申込勧誘手段の民間委託

現在の利用者は登録団体に集中している傾向があり(団体利用率の平均74.6%)、利用率の平均も62.9%であり、一般利用を中心として、まだ改善の余地がある。その原因の一つとして、施設の利用についての告知が不足し、受け身

の状況になっているためであると推測される。登録団体に参加していない区民等の社会教育施設利用のきっかけが確保されていない可能性がある。

なお、利用率が51.5%と最も低い中央町教育館は、平成18年3月に開館したばかりであり、平成17年度は33.7%、平成18年度は47.7%、平成19年度は51.5%と着実に伸びて来ており、今後の更なる伸びが期待されている。

そこで、利用率向上のための方策として、目黒区のホームページや地域ポータルサイトでの告知のほか、例えば、ホテル業界などで行われているインターネットを利用した民間業者に歩合制等の報酬体系で申込勧誘手段の民間委託をすることなどを検討すべきである。

4 利用状況に関するデータの収集・保存・分析

集会施設予約システム導入後においては相当程度の電子データを集計しているようであるが、利用率や大まかな利用者の内訳はわかるものの、特に一般利用についてどのような時間帯にどのような属性の者がどれだけ利用しているかについては収集・保存・分析集約しておらず、収集しているデータも今後利用率改善のためにどのように役立てようとしているかは不明である。

そこで、今後の施設の利用率の向上と運用の改善のために、利用者の属性に関する情報を電子データとして収集・保存・分析し、個人を識別しうる情報とならないように取扱いに留意しつつ、特に一般利用の利用率改善を目標に、空いている傾向のある季節・曜日・時間帯ごとに、告知対象と告知方法を工夫する等セグメントごとの対策について検討すべきである。

例えば、夏季の平日の昼間などの空室対策については、区内の中学校・高校などを通じて利用を案内したり、平日の夜間などは商工会議所の支部等を通じて区内の企業に勤務している者への案内等を検討してみるべきである。

5 潜在的利用者へのアンケート

現在、区では「年に1回程度利用者懇談会を開催し、利用者の意見・要望を反映・調整」しているとのことである。

しかし、現在の利用者の意見等を聴くことも重要であるが、利用率の向上のためには、利用したいと思っているが、実際に利用していない人の意見を聴き、どこに利用にあたっての障害があるかを調査・検討することがより重要である。

そこで、目黒区世論調査等において 施設の存在を知っているか 利用したいと考えたことはあるか 利用しなかった場合には何が障害となったか（事前登録等）をアンケートして利用率向上の対策にむけて情報の収集等を行うべきである。

第7 登録団体に対する優遇措置の検討

1 使用料と登録団体制度

使用料については、登録団体に対して優遇措置が図られている。そこで、使用料収入増加を検討するにあたっては、かかる優遇措置を受けている登録団体についても検討をする必要がある。

2 社会教育関係団体登録制度の目的

目黒区社会教育関係団体登録要綱において当該要綱を定めた目的について「目黒区における社会教育関係団体（以下、「関係団体」という。）が、社会教育館、緑が丘文化会館及び青少年プラザ（以下、「社会教育館等」という。）を利用して活動するために必要な事項を定め、もってその活動の活性化を図り、区内社会教育活動を振興してゆくことを目的」とするとされている（同要綱第1条）。

3 登録要件の概要（目黒区社会教育関係団体登録要綱参照）

自主的な団体で、組織的かつ継続的に社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、営利活動、特定の政党の政治活動及び特定の宗派の宗教活動を行わない団体で、次に該当するものとされている。

構成員が5人以上（青少年団体Aは3人以上）であること

構成員の半数以上（青少年団体A・Bは3分の1以上）が、区内在住・在勤・在学であること

営利活動、宗教活動及び政治活動を専ら目的とする団体ではないこと

4 団体の種類

- ・ 青少年団体A：全員が18歳以下で構成されている団体
- ・ 青少年団体B：半数以上が30歳以下で構成されている団体
- ・ 成人団体：前2号に該当しない団体

5 申込方法の概要（使用料以外の特典）

（1）各施設における申込方法の概要

優先的利用権により、使用料が低い登録団体が多く利用すると使用料収入は低くなるという関係にあるので、使用料以外の特典についても記載しておく。

【社会教育館における申込方法の概要】

- ・ 社会教育関係団体（各社会教育館・緑が丘文化会館・青少年プラザで登録）

抽選申込：8コマまで。利用月の4か月前の月の1日から月末まで。

優先申込：抽選当選分含め8コマまで。利用月の3か月前の月の5日から月

末まで

上記以外の申込：利用月の2か月前の月の1日から利用当日まで。

- ・ 地域活動登録団体等（上記以外の登録団体）と一般（事前に要利用者登録）
利用月の2か月前の月の1日から利用

【緑が丘文化会館における申込方法の概要】

抽選申込：8コマまで。利用月の4か月前の月の1日から末日まで

上記以外の申込：利用付の3か月前の月の5日から利用当日まで

【青少年プラザにおける申込方法の概要】

- ・ 青少年団体

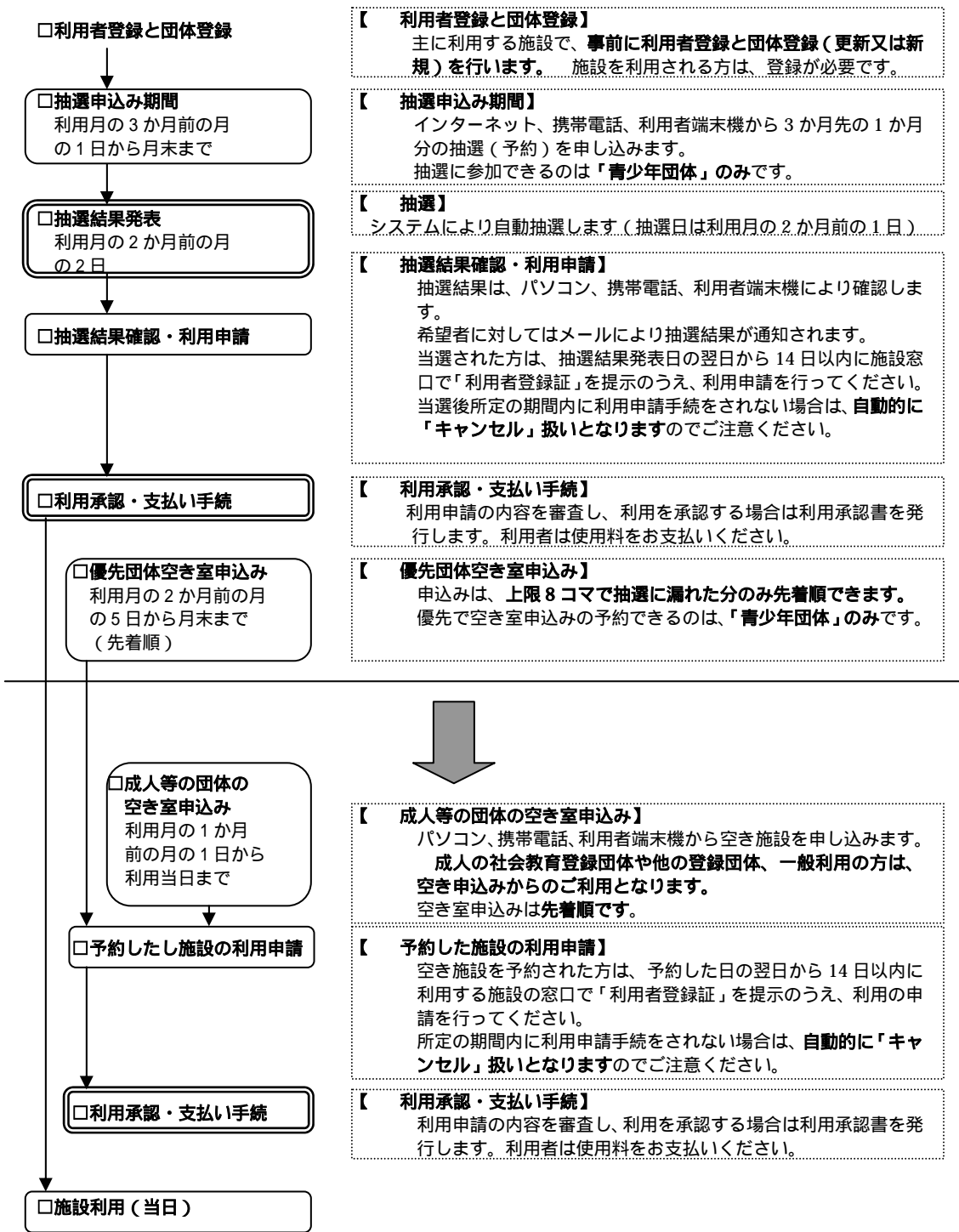
抽選申込：利用月の3か月前の月の1日から月末まで

優先申込：利用月の2か月前の月の5日から月末まで

- ・ 成人等団体

空き申込：利用月の1か月前の月の1日から利用当日まで

〔図表 4 - 6 予約システムの流れ (青少年プラザの場合)〕



6 利用率向上のための方策 ネット上だけでの一般利用予約の完結を

登録団体の場合に、事前登録が必要なことは当然であるが、一般の利用の場合であっても、インターネットで予約するためには、あらかじめ施設の窓口へ赴き、「利用者番号」と「パスワード」が必要である。

これでは、わざわざ自宅等でインターネットで予約しようとしても、その手続きをするために、その前に施設の窓口に出向くことを求めているものであり、インターネット予約の利便性が損なわれ、一般の利用者の利用の障壁となっている。一般に窓口へ赴かなくて済むことがインターネット予約の利点である。

なお、ネット上だけからの登録だと、一人の人間が多数の登録番号を持ち多数の会場を押さえるなどの弊害が危惧されるようであるが、予約日から14日以内に入金しないと予約が取り消される制度になっているので、その弊害は限定的であるし、逆に利用日から一定の期日までに入金しないと予約が取り消される制度も併用すれば、より弊害は限定的になる。

更に現在は振込を認めておらず、直接窓口へ現金を持参することを求めているが、現金を扱うリスクもあるし、利用者にとってそのために窓口へ来させるというのでは利便性を損ない、改善の余地がある。

特に後記のように登録団体の利用率が74.6%と高い一方、全体の利用率自体は62.9%であり、一般利用を中心に改善の余地があるのだから、一般利用の障害を取り除く十分な努力が必要である。

そこで、一般利用の場合には、施設の窓口へ赴くことなく、予約ができるようにすべきである。また、利用日から一定の期日までに入金しないと予約が取り消される制度の併用を検討すべきである。更に振込による入金も認めるべきである。

7 登録団体の利用状況

このような登録団体制度の結果として、実際に、社会教育館における登録団体の利用状況は、下記のとおりである。

団体利用率が74.6%と高い一方、利用率自体は62.9%であるので、一般利用を中心に改善の余地があると言える。

〔図表 4 - 7 使用料収入および利用率概要〕

施設名	平成19年度施設利用状況			社会教育関係登録団体利用状況	
	使用可能回数	実使用回数	利用率	使用回数	団体利用率
	(回)	(回)	(%)	(回)	(%)
東山	6,363	4,009	63.0	3,522	87.9
区民センター	6,426	3,977	61.9	3,312	83.3
中央町	8,262	4,252	51.5	3,057	71.9
目黒本町	6,419	4,662	72.6	3,875	83.1
緑が丘文化会館	11,952	8,700	72.8	5,659	65.0
青少年プラザ	9,658	5,346	55.4	3,023	56.5
平均			62.9		74.6

第8 社会教育館等における維持管理経費

1 社会教育館等における維持管理費の概要

前述したように、平成9年方針によれば、使用料収入は、維持管理費の50%(登録団体については25%)を賄うことを基準として、設定するものとされている。ところが、現実的には使用料収入が維持管理経費の約12%を賄うに過ぎず、残り約88%については区の財政の負担となっている。

かかる使用料収入では、多くの施設で光熱水費を賄うことができるか否かにすぎない。

以下では、維持管理経費の全体像を示す。

〔図表4-8 平成19年度 施設別使用料・施設使用料算定基礎となる維持管理費〕

平成20年12月3日 行革推進課作成資料

	施設名	維持管理経費						歳入
		管理委託費	光熱水費	施設管理費	工事費	その他事務費	合計	
1	緑が丘文化会館	36,313,579	8,588,824	16,563,860	708,113	1,179,592	63,353,968	14,114,840
2	東山社会教育館	16,453,163	2,611,048	7,136,253	1,115,447	1,713,487	29,029,398	4,182,940
3	区民センター社会教育館	18,253,369	5,985,316	27,812,975	987,403	1,596,031	54,635,094	4,408,080
4	中央町社会教育館	21,195,474	3,453,689	23,130,810	384,930	3,858,124	52,023,027	3,850,080
5	目黒本町社会教育館	19,783,394	4,313,184	15,411,678	268,381	1,636,623	41,413,260	4,389,775
6	青少年プラザ	36,843,047	5,922,237	10,586,426	401,059	1,608,185	55,360,954	5,749,100
	合計	148,842,026	30,874,298	100,642,002	3,865,333	11,592,042	295,815,701	36,694,815
	平均	24,807,004	5,145,716	16,773,667	644,222	1,932,007	49,302,617	6,115,803

各費目の定義（該当する歳出決算科目の対応表）

本表の費目	按分後の施設維持管理費の歳出決算科目
管理委託費	委託料
光熱水費	光熱水費
施設管理費	人件費・報償費・旅費・使用料及び賃借料
工事費	工事請負費
その他事務費	一般需用費・役務費・公租公課費・その他

2 維持管理費の削減のために総合受付の設置を

目黒区においても、平成9年方針において、「効率的・効果的な施設運営は、使用料改定にかかわらず常に求められるが、維持管理費の増減は使用料に直接反映されるものであり、一層積極的に施設運営の効率化を図る必要がある」としている。なお、維持管理費の相当の割合が実質的には人件費の負担である。

かつて区民センターでは1階で総合受付をやっていたところ、区民センターの各所管が分割されたことに伴い、利用者の受付も別々に行われている。また、ネットでの予約システムが住区会議室についても開始された現在、再度、受付業務を一本化する素地はできている。他の施設も含め、利便性を向上し利用率向上につながるような利用者の視点が欠けている。

そこで、施設の効率的な運営と財政負担の軽減という観点から、同一建物内の類似の施設について総合受付設置による人員配置の効率化等維持管理費を削減するための抜本的な施策を実施すべきである。来館時の単純な受付業務を行う窓口の同一建物内での一本化を図り、それ以外の複雑な審査業務等は目黒区本庁の所管課で責任をもって統一的に集中処理を行うべきである。

例えば各児童館や幼稚園などは社会教育館との総合受付での共通化は困難と思われるが、中目黒スクエアや目黒区民センター等には、会議室など類似の施設があるので、それらについて総合受付の設置を再度検討すべきである。